第8章 歴史文化遺産の防災・防犯、災害対策

1．歴史文化遺産の防災・防犯、災害対策の課題
2．歴史文化遺産の防災・防犯、災害対策の方針
3．歴史文化遺産の防災・防犯、災害対策の措置

1．歴史文化遺産の防災・防犯、災害対策の課題

歴史文化遺産に対する防災・防犯、災害対策についてまとめます。

自然災害のような、歴史文化遺産の遺棄・滅失が想定される事象について、必要になる対応を想定するために、現状を把握し、課題を検討し、方針を定めています。あわせて、それらをできる限り未然に防ぐことができるように、事前にできる対応を措置として本計画の中に反映します。また、災害発生時の対応については、関係者と共有できるようにフローチャートとしてまとめます。

本項目については、再掲載となる部分も多くありますが、有事の際に関係者が本計画をもとに行動できるように、措置の詳細を追加し、わかりやすく一つの章としてまとめることにしました。

防災・防犯、災害対策を必要とする背景に、所有者の高齢化、担い手の不足、人口減少などの社会状況が存在します。

そのような背景とは別に、国内で頻発している歴史文化遺産の盗難被害や、本市でも発生した文化財所有寺院の火災、保管施設や建造物の老朽化、そして自然災害の大規模化が想定できます。

特に近年、大規模な地震や洪水など、近隣市町村との連携も対応が困難な被害が発生しています。これら自然災害に対しては、日常的な備えが必要になります。また、被災した場合の対応について、整理し共有することで、遅滞なく保護がおこなえるようにする必要があります。

防犯については、歴史文化遺産の所在情報を正確に把握することが最優先課題となります。特に動産の歴史文化遺産については、移動が可能なため、盗難の対象となることが多く、所有者とその保存・活用状況を共有し、損失・盗難が発生しないようにすることが必要です。

本計画第６章 75 ページに記載の、場づくりの課題部分では、防災・防犯に対する現状と課題について次のように記述しています（再掲）。

F　自然災害・防犯などへの対策がとられていない

令和５年（2023）６月、市内の文化財を所有する寺院で火災が発生し、本堂が焼け落ちる被害がありました。所有していた文化財の所在が不明になりました。この火災では、建物の端にあり焼け残った物入れの中から文化財が運び出されていたという連絡が入り、所在を確認することができました。

火災以外にも、文化財調査に訪れた旧家の土蔵が、窃盗の被害に遭っていたこともありました。土蔵などに保管されている器物は、日常生活で使うことなく、所蔵者でも確認する機会が減ってきています。

近年は全国各地で、地震や集中豪雨などの自然災害が頻繁に起こっています。本市でも、平成 30 年（2018）９月４日に近畿地方に接近した台風 21 号により、歴史文化遺産の建造物が受けた被害は甚大でした。しかし、広域で発生していた大規模災害であったため、応急措置の対応を依頼できる事業者が見つからないという相談が所有者から入りました。

歴史文化遺産を守り、次世代に継承するためには、文化財レスキューなどの取組みや、火災や盗難などを未然に防ぐための備えが必要です。

あわせて、本計画を「大阪狭山市地域防災計画（おおさかさやましちいきぼうさいけいかく）」に反映し、地域住民らが地域の文化財などを守るしくみを整えることも大切です。

文化財愛護週間や文化財防火デーにあわせて地域の防災訓練を継続するとともに、市民の文化財防災についての意識を高めるため、学校教育や社会教育の場においても、歴史文化遺産は地域にとって大切なものであるということを学ぶ取組みが必要です。

２．歴史文化遺産の防災・防犯、災害対策の方針

F　防災・防犯の対策をとる

歴史文化遺産を取り巻く現状を正確に把握し、その歴史的価値を含めた状況を、所有者、地域住民と共有し、防犯、防災の対策につなげます。

あわせて、啓発活動を継続し、意識の醸成を進め、防災・防犯対策を整え、歴史文化遺産とその周辺環境を守ります。

3．歴史文化遺産の防災・防犯、災害対策の措置

（1）措置の背景

阪神・淡路大震災（平成７年（1995））、東日本大震災（平成 23 年（2011））などの大規模災害、近畿地方に甚大な被害をもたらした平成 30 年（2018）の台風 21 号（９月４日近畿地方上陸）などを経て、多くの関係機関が連携して災害への対策を整え、有事の際に基点となる組織が必要として、「独立行政法人国立文化財機構　文化財防災センター」が令和２年（2020）に発足しました。本市の防災、災害対応に関する方向性については、この文化財防災センターの方針をもとに整理していきます。

文化遺産防災ネットワーク推進会議（文化財防災センター発足前の会議）がまとめた「文化遺産防災ネットワーク推進会議の災害時における活動ガイドライン」（令和３年（2021）２月 19 日改定、以下「推進会議活動ガイドライン」と記載）には、災害の規模を四つのレベルに分類し、対応を提示しています。いずれのレベルであっても、市内で災害が発生した場合、初期の対応は同じです。

災害の規模によって、その後の支援体制が、都道府県規模か、全国規模かの違いがあります。

「推進会議活動ガイドライン」では、大規模災害発生時の対応について、東北地方太平洋沖地震被災文化財等救済事業（文化財レスキュー）に準じるとしています。（図１　東北地方太平洋沖地震被災文化財等救済事業（文化財レスキュー事業　説明図（平成 23 年（2011）３月 31 日　文化庁報道発表資料より抜粋））

表１にあるように、所蔵者・地域住民は、初期対応として、身の安全を確保した上で、状況が落ち着き、文化財の被災状況の把握ができてから、市文化財担当部局と連絡を取ることになります。

市は、被災状況の把握後に、緊急対応が必要か判断し、状況に応じて大阪府に依頼して他機関への協力要請（文化財レスキューや土のうの設置等）をおこない、その後の復旧支援に関係する事業の実施を検討します。

（2）具体的な措置の内容

本計画の措置の中で「方針Ｆ　防犯・防災の対策をとる」の中に位置づけた措置は、次のとおりです。

	課題	方針			措置と具体的な事業名 朱字は新規事業 事業名マスに色があるものは、個別事業を枝番で記載
Ｆ 自然災害・防犯などへの対策がとられていない	F-1　災害や犯罪などの滅失の危機から、歴史文化遺産を守るための方策が必要	Ｆ 防災・防犯の対策をとる	F-1	防災・防犯の対策をとり、歴史文化遺産とその周辺環境を守る	16　・文化財防火デー関連行事の開催
					17　・歴史文化遺産【防災】台帳の共有
					18　・郷土資料館収蔵機能の強化

東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）

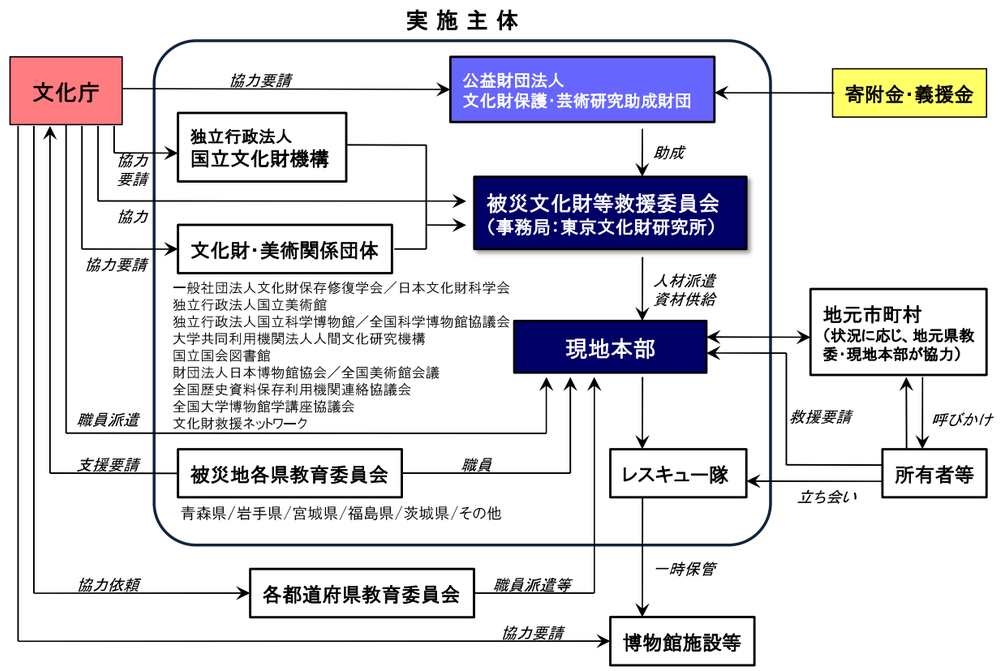

図1　東北地方太平洋沖地震被災文化財等救済事業
（文化財レスキュー事業　説明図（平成23年（2011）3月31日　文化庁報道発表資料より抜粋）

事業内容	取り組み主体				事業計画期間				財源
	行政	所有者	民間	有識者	前期	中期	後期	次期	
文化財の防災防犯意識の啓発を目的として、文化財防火デーにあわせて、文化財を対象とした防災防犯訓練を所有者・地域とともに実施する	文・消	所	地						市
歴史遺産データベースから、価値や保管状況などの情報を防災台帳として整理し、所有者や所在地域の関係者と情報共有できるようにすることで、毀損・滅失を未然に防ぐとともに、防災防犯意識の啓発につなげる	文	所	地						市
郷土資料館の収蔵機能について、市公共施設再配備計画の中で検討し、文化財の適切な保管環境を確保する	文			有					国・市

（16）文化財防火デー関連行事の開催
（17）「歴史文化遺産【防災】台帳」の共有
（18）郷土資料館収蔵機能の強化

（16）文化財防火デー関連行事の開催

「文化財防火デー」にあわせて、現在も所有者、関係者による文化財を対象とした防災訓練を継続します。

（17）「歴史文化遺産【防災】台帳」の共有

この措置は「方針Ｇ　歴史文化遺産（れきしぶんかいさん）の調査研究を継続し、かかわる情報を幅広く集める」にあげた「Ｇ－Ｉ保存・活用の基礎となる情報を整理する」と関連します。

Ｇ－Ｉで作成した歴史文化遺産を取り巻くあらゆる情報を一括管理するデータベースを利用して方針Ｉの４にある「歴史文化遺産【防災】台帳」を作成し、所有者、関係者と共有する措置が「方針Ｆ　措置（17）」です。

歴史文化遺産【防災】台帳の共有には、歴史文化遺産の情報だけではなく、災害発生時の初動、その後の対応などが含まれます。また、その歴史文化遺産の価値や現状のほか、周辺の環境なども含まれます。これは本市が作成する「防災マップ」「内水ハザードマップ」など「大阪狭山市地域防災計画」にある情報も含めて、歴史文化遺産が置かれている状況なども共有することが必要です。

被災時に所有者や管理者が置かれた状況は様々になりますが、最優先である「自身の身の安全の確保」について、周知徹底することは、本市として市民の安全を守る最優先の事項です。

自身や文化財が被災した場合、どのような対応が必要になるのかを、次ページに「災害対応フロー図」として掲載します。このフロー図は、歴史文化遺産【防災】台帳の共有の際にも配布することで、被災時の初動対応の啓発につなげます。

（18）郷土資料館収蔵機能の強化

郷土資料館の収蔵機能は、指定文化財をはじめとした文化財を適切に保存管理するためになくてはならない機能です。温湿度の変化、虫害、自然災害などに対応可能な収蔵機能が必要です。

現在、本市が持つ文化財の収蔵機能は、老朽化が進み、公共施設再配置計画の対象地にあります。公共施設再配置計画の中に位置づけ、より効果的、効率的に文化財の保存管理が可能となるような、郷土資料館収蔵機能の強化を図ります。
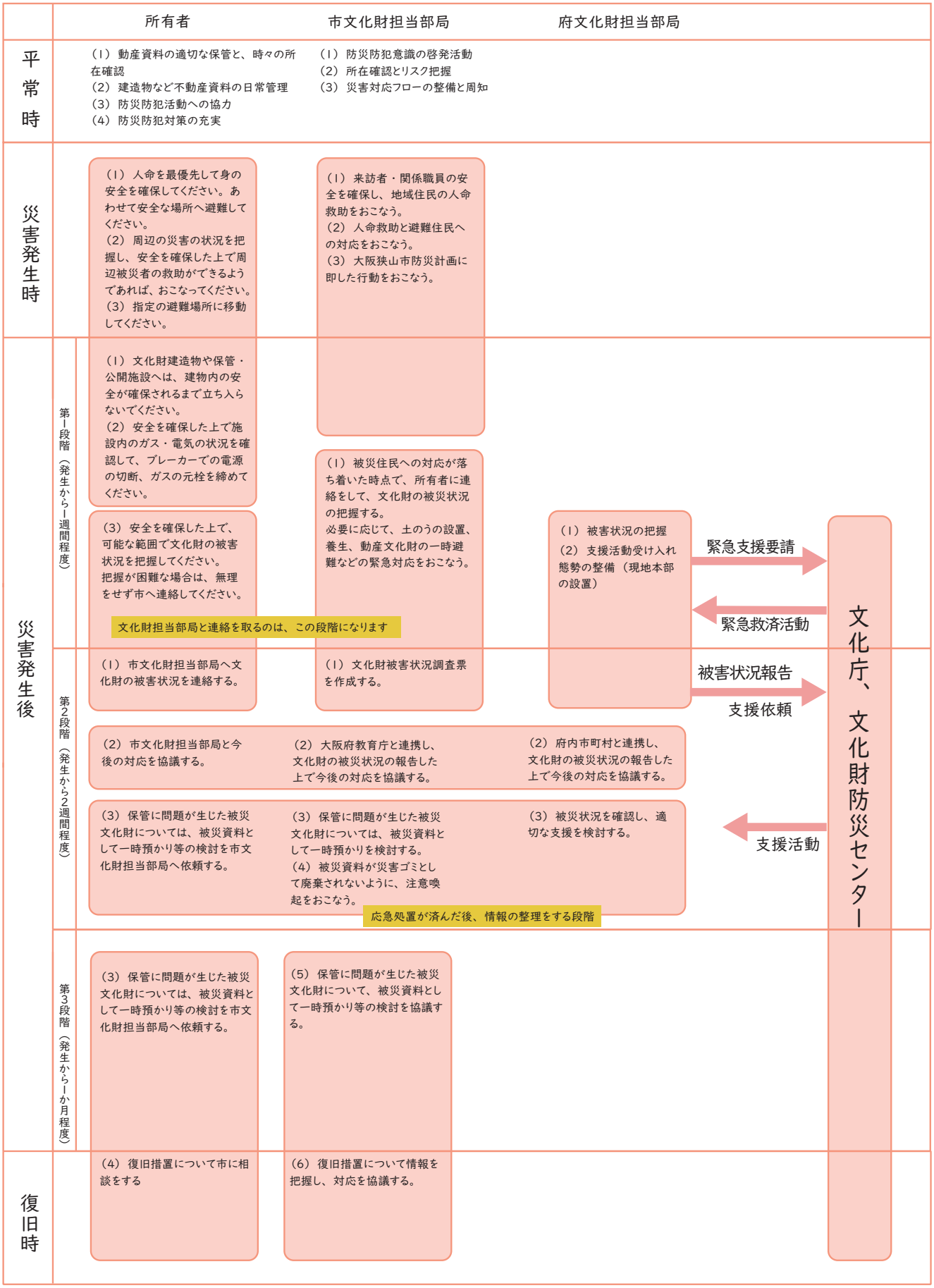
表1　歴史文化遺産災害対応表